

【重要】

決算指導にお越しいただく前に 必ずお読みください

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入され、今後の決算指導期間は、例年以上に大混雑する事態が予想されております。

当会ではできるだけ混雑を緩和すべく十分な受け付け体制を整え、鋭意努力を進めております。

早期のご来会をお願い致します

①受付方法が変わります

番号札をお取りいただき、4F 決算事前チェックコーナーにて、集計表の記入、必要書類(ex控除証明書・源泉徴収票・令和3年分・4年分の所得税(消費税)確定申告書及び決算書の控えなど)が揃っているか確認の上、事前チェックをお受けください。

必要書類が不足すると、決算指導ができない場合があります。

②集計表の準備

- ・会計ソフト利用者は、必ず貸借対照表・損益計算書を印刷いただくか、当会専用の集計表に必ずご記入の上、ご持参ください。
- ・手書きの方は、当会専用の集計表に必ずご記入の上、ご持参ください。

③決算指導期間中は「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の登録申請は、できません。

④「電子申告・納税等に係る利用者識別番号」をご自分で取得された場合は、事前にご相談ください。(令和6年1月19日迄・インボイス登録申請をご自身でされた方も含む)

⑤決算指導期間中は「年末調整事務(源泉税)」は、できません。

⑥「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」登録申請された方は、所轄税務署より郵送される『インボイス制度に関する確定申告のお知らせ』ハガキをご持参ください。

⑦消費税の指導につきましては、3月16日～3月31日に再度ご来会頂く場合があります。

⑧土地・家屋の売買、収用、株式の売買、FXの取引、仮想通貨(暗号資産)の取引、金銀銅売買等のある方へ

◎当会では下記取引の計算や書類作成のお手伝いができません。

- ・土地、家屋等の不動産の売買(収用も含む)
- ・株式の売買 ・外貨預金の取引 ・ストックオプション
- ・先物の取引 ・FXの取引 ・投資信託等の取引
- ・仮想通貨(暗号資産)の取引 ・金銀銅プラチナ等の取引
- ・居住用財産の買換え ・相続時精算課税
- ・その他、分離課税や贈与税及び相続税等の資産税関係が伴うもの

◎上記の売買や取引がある場合は、事前に税務署へお尋ねいただくか、税理士先生に依頼され、該当書類の計算等ご準備の上、ご来会くださいますようお願いいたします。

◎消費税申告は内容によりお手伝い、または対応できない案件もございます。(輸出入業、コンビニエンスストア等含む)

⑨記帳方法・会計ソフト入力方法について

- 帳簿の記帳方法、会計ソフトの入力方法、決算書の作成方法などのご相談は、年内にて終了となりました。
- 毎年1月になると常時混雑しており年末調整・確定申告が優先となるため記帳方法や会計ソフトの入力方法等の対応ができません。上記ご相談・ご指導に関しては、5月より受付を再開いたします。
- なお帳簿の保存方法は紙による保存が原則です。
- 会計ソフトで入力したものについても原則として印刷して保存する必要があります。(7年間保存義務有)

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

公益社団法人 板橋青色申告会